

平鹿地域振興局「元気なふるさと秋田づくり」顕彰事業選考要領

1 選考委員

- (1) 選考委員は3名とし、平鹿地域振興局総務企画部長及び有識者2名とする。
- (2) 平鹿地域振興局総務企画部長を選考委員長とし、選考委員長は選考委員会を招集し、選考委員会の議事の進行を総括する。
- (3) 選考委員長は、平鹿地域振興局総務企画部地域企画課職員を事務局員として、必要な事務を担当させる。

2 選考対象

要綱第2(1)の対象となる活動で、選考の対象は以下のものとする。

- ① 防犯や交通事故防止活動
- ② 廃棄物の減量やリサイクルの推進などの環境保全活動
- ③ 道路のクリーンアップや路肩の除草作業などの環境美化活動
- ④ 自然との共生や景観の保全活動
- ⑤ 高齢者の見守りや生活支援活動
- ⑥ 子育て支援や子どもの教育・健全育成を図る活動
- ⑦ 文化交流の推進や歴史遺産の保全・活用を図る活動
- ⑧ スポーツの振興や健康づくりを推進する活動
- ⑨ 地域間交流やその促進を図る活動
- ⑩ その他、地域の活性化に資する活動

3 選考基準

- (1) 選考委員会では、受賞者の選考は次の基準による。
 - ①主体性・・・地域住民が自発的・主体的に活動しているか。
 - ②地域性・・・地域ならではのものか。
 - ③独創性・・・創意工夫が生かされているか。
 - ④継続性・・・これまで継続して活動してきたか。今後も継続が期待できるか。
 - ⑤発展性・・・他の模範となり地域の広がりを期待できるか。
- (2) 評価点
各選考委員は、選考基準の項目毎に、次表により評価を行う。

	評 価 点			
	3	2	1	0
評 価	要素が高い	要素が見られる	要素が見られるが低い	要素が見られない

4 選考の手順

- (1) 事務局は、推薦された団体・個人の活動内容等を事前に確認した内容を含め、紹介する。 ＊事前に選考委員より質問を受け付け、事務局が団体代表者や個人から聴き取りを行う。
- (2) 活動内容について選考基準による評価(4段階)を行い、集計する。
- (3) 全ての集計終了後、集計結果を基に、出席委員間で意見交換を行う。
- (4) 選考委員会は、意見交換の後、概ね5団体・個人の受彰者を選考する。